

入札説明書

下記の建設工事について、指名競争入札（総合評価落札方式（特別簡易型・事後審査型））を執行します。

この入札は、電子入札システムを利用して執行します。

なお、本件は「藤枝市週休2日工事（土木工事）実施要領」及び「藤枝市建設工事工期設定要領」に基づく週休2日工事とします。

令和8年9月25日

藤枝市 市長 北村正平

記

1 入札に付する事項

入札方法	指名競争入札
入札番号	第 157 号
工事名	令和8年度（都再）市道青木藤枝線（本町一丁目外）道路施設高質空間形成工事
工事箇所	藤枝市 本町一丁目・藤枝五丁目 地内
工事概要	施工延長 $L = 215.8\text{ m}$ 、舗装工 $A = 813\text{ m}^2$ 、 道路付属物施設工 $N = 1$ 式
工期（完成期限）	令和9年1月29日 限り
落札の制限	調査基準価格あり 失格判断基準あり
その他	本件工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象工事となる場合には、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体の方法並びに再資源化等をする施設の名称及び所在地を契約条件書で定める。 なお、その内容は同法第12条第1項の規定により受注者が発注者に対して行う説明の際確認するものとする。
発注者	藤枝市 市長 北村正平

2 入札日程等

設計図書の閲覧	本公告日から 令和8年10月23日（金）まで	藤枝市ホームページ又は入札情報サービス(PPI)からダウンロードとする。
総合評価に係る事前審査書類の提出期限	令和8年10月9日（金） （市の休日を除く）の正午まで	提出方法：電子入札システムにより提出すること。
設計図書に関する質問	令和8年10月9日（金） （市の休日を除く）の正午まで	提出方法：電子入札システムにより提出すること。
設計図書に関する質問の回答	電子入札システムに回答を掲載。	
入札方法	藤枝市電子入札運用基準に基づく電子入札。電子入札システムにより入札金額を入力し、「工事費内訳書」を電子入札システムの添	工事費内訳書の配布は、藤枝市ホームページからダウンロードとする。

	付機能により添付し提出すること。	
入札書受付期間	令和8年10月22日（木）午前9時から 令和8年10月23日（金）午後2時まで	
開札日時	令和8年10月26日（月）午前9時	
開札場所	藤枝市役所西館3階 契約準備室	
電子くじ	適用 落札となるべき価格で入札をした者が2以上ある場合には、電子入札システムによる「電子くじ」により落札者を決定する。	
配置予定現場代理人・技術者届、総合評価に係る事後審査資料等の提出日	提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く）	提出場所： 藤枝市総務部契約検査課 提出時間： 午前9時から午後5時まで 提出方法： 電子メールで提出すること。
落札の可否	確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く）に電子入札システムにより通知する。	

（注）開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

3 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	請負代金額の10分の1以上の額を納付（ただし、請負代金額が300万円未満の場合は免除。低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、請負代金額の10分の3以上の額を納付。）
前払金	請負代金額の60%以内。（但し、中間前金払20%を含む。）
部分払	① 請負代金額 100万円以上 500万円未満 1回以内 ② 請負代金額 500万円以上 1,000万円未満 2回以内 ② 請負代金額 1,000万円以上 5,000万円未満 3回以内 ③ 請負代金額 5,000万円以上 4回以内
契約書の作成	要（藤枝市建設工事請負契約約款による。）
工程表の提出	要
工事工程月報の提出	別途、指示による。
現場代理人及び技術者の氏名の通知	書面
工事PRに関する掲示物の設置	要（「工事PRに関する掲示物設置試行要領」によるので、別途ホームページ等で確認すること。）
工事カルテ（CORINS 登録）	請負代金額が500万円以上の場合は要
支払条件	前 払 金：あり（請負代金額が300万円以上の場合） 部分払金：あり

4 総合評価

（1）総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している要件を満たしている場合に付与する点数）と加算点（価格以外の要素の内容に応じて付与する点数）の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）を算出し、落札

者を決定する方式とする。

(2) 評価項目

評価項目については、次のとおりである。具体的な評価基準等については、「総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に関する運用ガイドライン」による。

① 企業の技術力に関する事項

② 企業の信頼性・社会性に関する事項

※①と②の項目で最大45点の加算点とする。

(3) 落札候補者の決定

① 入札参加資格を満たしている場合に標準点を与え、更に企業の技術力等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の最高点を45点とする。

② 入札参加者は、価格及び企業の技術力等をもって入札し、次のアとイの要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格が藤枝市低入札価格調査制度事務取扱規程（平成13年藤枝市訓令第2号）に規定する調査基準価格を下回った場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者としてとることがある。

ア 入札公告等において定めた入札参加資格等をすべて満たしていること。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

③ 上記②において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(4) 同種工事

平成23年9月26日以降に国又は地方公共団体が発注した工事で、歩行者系舗装工事の延長200m以上を元請で施工した実績を有すること。

(5) 類似工事

平成23年9月26日以降に国又は地方公共団体が発注した工事で、歩行者系舗装工事を元請で施工した実績を有すること。

(6) 落札の決定

入札後に落札候補者から提出された資料を審査し、その結果、参加資格要件を満たしており、評価値の最も高い者と確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、資料の提出を求める。また、落札候補者が評価値の最も高い者でないと認めた場合も、次順位者を落札候補者とし、資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

(7) 評価内容の担保

落札者の提示した企業の信頼性・社会性の評価項目において、「当該工事における地元（市内）の施工率」を加点申告し、加点された者については、工事完成時において履行状況についての確認を行うものとする。提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績評価において適正に評価します。（ケースによって、最大3点の減点が生じます。）

(8) その他

評価点確認申請書の申請点の記載にあたっては、総合評価落札方式（特別簡易型）の試行に関する運用ガイドラインを熟読の上、誤りのないように記入することとする。

5 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

① 入札参加資格のない者が行った入札

② 電子認証の不正使用による入札

③ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

④ 一つの入札に2つ以上の工事費内訳書を添付した入札

⑤ 工事費内訳書の提出が義務付けられている入札について、工事費内訳書が添付されていない入札

⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき

- (2) 入札に際しては、藤枝市建設工事等競争契約入札心得、藤枝市電子入札運用基準、藤枝市財務規則その他公示又は公表されている藤枝市の入札及び契約に関する規程に基づき執行し、それらの規程に示された条件に違反した入札は無効とする。

6 配置予定技術者等の資格・雇用関係

- (1) 配置予定技術者等の資格・雇用関係については、「主任・監理技術者及び現場代理人の受注者との雇用関係について」によるので、別途ホームページ等で確認すること。
- (2) 確認申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。
- (3) 請負代金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事にあつては、建設業法第26条第3項の規定に基づき専任の主任（監理）技術者を配置できること。
- (4) 土木一式工事にあつては請負代金額500万円以上4,500万円未満、建築一式工事にあつては1,500万円以上9,000万円未満（入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とした工事は除く）の場合、主任技術者として兼任できる件数は3件までとし、当該工事に配置できること。
担当している公共工事の件数の取扱いについては、次のとおりとする。
ア 中止の手續が書面により行われている工事は、担当している公共工事の件数から除外する。
イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項に規定する工事（専任の監理技術者の配置を要しない場合に限る。）は、それぞれの工事を通じて1の工事とする。
ウ 工期が重複し、かつ、工事の対象物が一体性を有する工事であつて、一方の工事が随意契約による工事については、それぞれの工事を通じて1の工事とする。
エ 主任技術者等の兼任については、「主任・監理技術者及び現場代理人の兼任に関する取扱いについて」によるので、別途ホームページ等で確認すること。
- (5) 確認申請書等に記載した配置予定技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。
- (6) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

7 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の適正な履行を確保するため、工事現場の取り締まりのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとし工事現場に置かれる受注者の代理人であり、原則、工事現場に専任で常駐しなければならない。ただし、特に常駐する必要がないと発注者が認めたときは、この限りでない。
- (2) 現場代理人の常駐義務の緩和については、「主任・監理技術者及び現場代理人の兼任に関する取扱いについて」によるので、別途ホームページ等で確認すること。

8 その他

- (1) 低入札価格調査制度については、「低入札価格調査制度事務取扱規程・マニュアル」によるので、別途ホームページ等で確認すること。低入札価格調査を受けて落札した者にあつては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者を、兼ねることができない。

- (2) 中間前金払制度及び地域建設業経営強化融資制度については、「建設工事の中間前金払に関する取扱要綱」及び「地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務取扱要領」によるので、別途ホームページ等で確認すること。
- (3) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、入札を保留することがある。
- (4) 申請のあった配置予定技術者を配置できない場合や CORINS 等により配置予定の技術者の専任義務違反の事実が確認された場合は、原則、契約しない、又は契約を解除する。
- (5) 他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できないにもかかわらず入札した場合や従事している工事の未完了等により、技術者が配置できないにもかかわらず入札した場合は藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第177号）に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (6) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
- ・下請施工を必要とする場合は、可能な限り藤枝市内の業者へ発注するよう努めること。
 - ・工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り藤枝市内の業者へ発注するよう努めること。
- (7) 下請施工を必要とする場合、社会保険等未加入者との一次下請負契約を締結することは原則できない（適用除外者（加入義務がない者）は除く）。
- (8) 本工事は、発注者及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム（ASP）の対象工事であるため、受注者は情報共有システムの利用の有無を発注者と協議し決定すること。

*****未来への礎を創る品質と効率化に優れた公共調達*****
藤枝市 総務部 契約検査課
〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号
TEL 054-643-3249
FAX 054-643-3185
E-mail keiyakukensa@city.fujieda.shizuoka.jp
